
平成27年第4回大和町議会定例会会議録

平成27年9月8日（火曜日）

応招議員（17名）

1番	今野善行君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀 啓君
10番	伊藤 勝君		

出席議員（17名）

1 番	今 野 善 行 君	1 1 番	平 渡 高 志 君
3 番	千 坂 裕 春 君	1 2 番	堀 籠 英 雄 君
4 番	渡 辺 良 雄 君	1 3 番	高 平 聡 雄 君
5 番	松 浦 隆 夫 君	1 4 番	馬 場 久 雄 君
6 番	門 間 浩 宇 君	1 5 番	中 川 久 男 君
7 番	槻 田 雅 之 君	1 6 番	大 崎 勝 治 君
8 番	藤 卷 博 史 君	1 7 番	堀 籠 日 出 子 君
9 番	松 川 利 充 君	1 8 番	大 須 賀 啓 君
1 0 番	伊 藤 勝 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野元君	保健福祉課長	千葉喜一君
副町長	遠藤幸則君	産業振興課長	大塚弘志君
教育長	上野忠弘君	都市建設課長	佐々木哲郎君
代表監査委員	渡邊仁君	上下水道課長	蜂谷俊一君
総務課長	後藤良春君	会計管理者兼会計課長	佐藤三和子君
まちづくり政策課長	小川晃君	教育総務課長	櫻井和彦君
財政課長	高崎一郎君	生涯学習課長	村田良昭君
税務課長	三浦伸博君	総務課危機対策室長	文屋隆義君
町民生活課長	長谷勝君	税務課徴収対策室長	浅野義則君
子育て支援課	内海義春君	産業振興課農林振興対策官	熊谷実君

事務局出席者

議会事務局長	浅野喜高	議事庶務係長	野田美沙子
次長	櫻井修一		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前10時00分 開 議

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番門間浩宇君及び7番槻田雅之君を指名します。

日程第2「認定第2号 平成26年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」から

日程第12「認定第12号 平成26年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」まで

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、認定第2号 平成26年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第12、認定第12号 平成26年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

前日に引き続き、朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

おはようございます。

それでは、特別会計のほう入らせていただきます。

議案書の20ページをお願いいたします。

認定第2号でございます。平成26年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳

出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付し議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては196ページからになります。

最初に決算書の204ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款国民健康保険税でございます。

1 目から2目でございますが、全体での調定額は7億8,642万3,395円でございます。収入済額は6億125万687円ございまして、徴収率につきましては76.45%となっております。26年度の現年分の徴収率につきましては1目、2目全体で89.13%、滞納繰越分につきましては36.88%となっております。

続きまして、206ページをお願いいたします。

2 款1 項1 目督促手数料につきましては、調定どおりの収入済額となっております。

3 款1 項国庫負担金につきましては、医療費の国からの定額負担金であり、調定どおりの収納額となっております。

208ページをお願いいたします。

2 項国庫補助金につきましては、普通・特別財政調整交付金であり、実績に基づき調定のとおりの収入となっております。

4 款医療給付交付金につきましては、退職者医療に係る交付金でございます。社会保険診療報酬支払基金からの交付によるものでございます。

210ページをお願いいたします。

5 款前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者分の交付金であり、社会保険診療報酬支払基金からの交付によるものでございます。

6 款県支出金につきましては、県負担金、県補助金ともそれぞれ国庫支出金同様の内容、項目となっております。調定どおりの収入額でございます。

212ページをお願いいたします。

7 款共同事業交付金につきましては、医療費の高額出費を抑制するため国保連合会からの交付金であり、調定どおりの収入額となっております。

8 款財産収入につきましては、国保基金の利子でございます。

9 款繰入金から218ページの11款諸収入につきましては、繰入金、繰越金、預金利

子、被保険者の返納金等でございます。

220ページをお願いいたします。

歳出になります。主要な施策の成果に関する説明書は121ページから123ページになりますので、ご参照をお願いいたします。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費でございます。人件費を除き説明をさせていただきます。

7 節につきましては、事務補助員の賃金でございます。

9 節につきましては、職員の旅費でございます。

11 節につきましては、コピー代、印刷代ほか消耗品等でございます。

12 節につきましては、郵送料、通信費でございます。

13 節につきましては、国保電算共同処理委託、国保事務共同電算処理システム保守委託、国保レセプト点検業務の委託料でございます。

2 目団体負担金につきましては、国保連合会運営に要する町村割負担金でございます。

222ページをお願いいたします。

2 項徴税费 1 目賦課徴収費は、国保税の徴収事務に要した経費でございます。

9 節につきましては、職員旅費でございます。

11 節につきましては、課税通知、封筒等の印刷等でございます。

12 節につきましては、郵送料金それから口座振替手数料でございます。

3 項 1 目は国保運営協議会に要した経費で3回の開催をしてございます。

1 節につきましては、国保運営協議会委員 9 名の報酬でございます。

9 節につきましては、費用弁償になるものでございます。

11 節につきましては、消耗品、お茶代などでございます。

4 項 1 目趣旨普及費は、国保制度等の啓発用のパンフレット等の経費、それからジェネリック通知経費となるものでございます。

224ページをお願いいたします。

2 款 1 項療養諸費は、本町の医療費といたしまして公費分 7 割を国保連合会へ支払いした負担金でございます。

5 目審査手数料、これにつきましてはレセプトの審査手数料で、国保連合会への支払いでございます。

2 項高額療養費につきましても、高額医療費部分につきまして公費分として 7 割を国保連合会へ支出した負担金でございます。

226ページをお願いいたします。

3項葬祭費になります。葬祭費につきましては、国保世帯で亡くなられた方36名分の葬祭費の交付金でございます。

4項出産育児諸費につきましては、出産育児一時金でございます。国保世帯32人分の出生に対しての交付金でございます。

228ページをお願いいたします。

3款後期高齢者支援金等から6款共同事業拠出金までは、それぞれの医療費へ支援金、負担金であり、社会保険診療報酬支払基金及び国保連合会への負担金でございます。

232ページをお願いいたします。

7款保健事業1項特定健康診査等の事業費1目につきましては、特定健診に要した経費でございます。受診者数は2,128名となっております。さらに、人間ドック等などの情報提供者も含めまして、最終的な受診率につきましては54.4%となっております。

11節につきましては、特定健診並びに結果説明会用の消耗品印刷代等でございます。

12節につきましては、郵送料でございます。

13節につきましては、特定健康診査の委託料でございます。

2項保健事業費1目保健衛生普及費につきましては、各種健康教室及び各種集団検診等に要した経費でございます。

7節につきましては、結果説明会の看護師等の賃金でございます。

8節につきましては、健康づくり達人セミナーなどの講師謝礼でございます。

11節につきましては、結果説明会時のパンフレット代でございます。

28節につきましては、各種検診の助成に対する繰出金でございます。

234ページをお願いいたします。

8款基金積立は、基金利子相当分でございます。

9款諸支出金は、国保税の還付精算、医療費錯誤の精算、国庫支出金の確定による精算金等でございます。

238ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

収入総額につきましては23億4,956万5,000円でございます。支出総額22億7,776万6,000円でございます。歳入歳出差引額は実質収支額と同額の7,188万9,000円でございます。

基金繰入金は3,600万円でございます。

なお、決算年度末の国保会計財政調整基金の残額につきましては、2億2,680万円となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

それでは、議案書21ページをお願いいたします。

認定第3号 平成26年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書でございますが、243ページからをお願いいたします。あわせて、主要な施策の成果に関する説明書につきましては124ページからご参照をお願いいたします。

決算書243ページ、244ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款保険料 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料でございます。収入済額 3 億996万80円となりまして、調定対比95.4%となっております。収入未済額につきましては、滞納繰越分も含めまして1,257万8,440円となっております。

次に、2 款使用料及び手数料 1 項 1 目につきましては、督促手数料でございます。

2 項 1 目介護予防手数料につきましては、介護認定の非該当の方に対するサービス提供によります手数料でありまして、平成26年度におきましては利用がなかったところでございます。

245ページ、246ページをお願いいたします。

3 款国庫支出金 1 項 1 目の介護保険給付費でございます。法で定められた介護給付費20%相当分の国庫負担金でございます。

2 項 1 目の調整交付金につきましては、介護給付費の5%相当分の交付金でございます。

2目、3目の地域支援事業につきましては、介護予防、包括的支援事業2事業分に係る交付金でございます。

4目介護保険事業費補助金につきましては、介護報酬改定等に伴う事業費補助金でございます。

247ページ、248ページをお願いいたします。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費負担金につきましては、介護給付費の29%相当分の社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

2目地域支援事業支援交付金につきましては、介護予防事業分に係る分につきましても、支払基金からの交付金でございます。

5款県支出金1項1目介護給付費負担金につきましては、介護給付費12.5%相当分の県負担金でございます。

249ページ、250ページをお願いいたします。

3項1目、2目につきましては、地域支援事業に係る介護予防、包括的支援事業2事業に係る県からの補助金でございます。

6款財産収入1項1目利子及び配当金につきましては、財政調整基金からの利子でございます。

7款繰入金1項1目一般会計繰入金1節につきましては、介護給付費の12.5%相当分の法定繰入金でございます。

251ページ、252ページをお願いいたします。

2節につきましては職員給与費等の繰入金、3節、4節につきましては地域支援事業の介護予防事業、包括的支援事業、任意事業に係る繰り入れでございます。

2項1目の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整に要したものでございます。

8款繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

9款諸収入でございますが、1項1目第1号被保険者の延滞金253、254ページの2項1目町預金利子につきましては特別会計の預金利子でございます。

3項雑入2目の返納金につきましては、介護報酬費の誤請求による返納金でございます。4目雑入でございますが、介護予防プラン作成に係ります収入、それからグループホームすずらんの土地貸付料、任意事業の配食サービス等の利用者負担分でございます。

次に、255ページ、256ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費でございますが、介護保険事業運営に要しました人件費、事務費、維持運営等でございます。

11 節需用費につきましては、事務用品、予算・決算書の印刷費等に要した費用でございます。

12 節役務費につきましては、介護保険システムプログラム保守点検料及び通信運搬費に要した費用でございます。

13 節委託料につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修費等に要した費用でございます。

14 節使用料及び賃借料につきましては、グループホームすずらんに係る土地借上料に要した費用でございます。

18 節備品購入費につきましては、介護保険支援システム用パソコン購入費に要した費用でございます。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、認知症の人と家族の会県支部への負担金でございます。

25 節積立金につきましては、介護保険財政調整基金への積み立てを行ったものでございます。

257 ページ、258 ページをお願いいたします。

2 項 1 目賦課徴収費でございますが、11 節需用費につきましては保険料納入通知書等の印刷、12 節役務費につきましては介護保険料額の通知書等の郵送料及び口座振替手数料でございます。

3 項 1 目認定調査等費 8 節報償費につきましては介護認定調査に係ります調査員への報償費、9 節旅費につきましては調査員への旅費でございます。

11 節需用費につきましては、公用車の車券整備代、燃料費、認定調査の用紙等の印刷製本費等に要した費用でございます。

12 節役務費につきましては、主治医の意見書作成に係ります手数料、公用車の保険料等に要した費用でございます。

14 節使用料及び賃借料につきましては、認定調査に係ります調査員の有料駐車場利用に要した費用でございます。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、介護認定審査会の運営経費といたしまして、黒川地域行政事務組合への負担金でございます。

27 節公課費につきましては、公用車車検に伴う重量税でございます。

259 ページ、260 ページをお願いいたします。

4項1目計画策定委員会費の1節報酬及び9節旅費につきましては、介護保険運営委員会に要した費用でございます。

11節需用費につきましては、高齢者福祉計画及び第6期介護保健事業計画書の印刷製本費等に要した費用でございます。

13節委託料につきましては、高齢者福祉計画及び第6期介護保健事業計画策定に係る委託料でございます。

続きまして、2款保険料給付費につきましては、介護サービスの実績に基づく給付費でございます。

1項1目居宅介護サービス給付費等につきましては、訪問介護、通所介護、短期入所サービス等の居宅介護費、さらには住宅改修、福祉用具費に係りました給付費でございます。

2目施設介護サービス給付費等につきましては、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等への給付費でございます。

3目居宅介護サービス計画費等につきましては、ケアプラン作成に伴います給付費でございます。

261ページ、262ページをお願いいたします。

4目地域密着型介護サービス給付等費につきましては、グループホーム及び通所サービスに係りました給付費でございます。

2項1目高額介護サービス等費でございますが、12節役務費は高額介護サービス支給処理手数料といたしまして国保連合会へ支払った費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、高額介護サービスの給付費でございます。

2目高額医療合算介護サービス費につきましては、高額医療費、介護サービスの個人負担が一定の割合を超えた方に給付を行ったものでございます。

263ページ、264ページをお願いいたします。

3項1目、2目の19節負担金補助及び交付金につきましては、要介護認定の要支援1、2の方への介護予防サービスに係る給付費でございます。

4項1目につきましては、特定入所者介護等の給付費で、入所者の居住費、食費に係りました給付費でございます。

5項1目審査支払手数料の12節役務費につきましては、平成26年度の介護給付費の審査手数料でございます。

続きまして、265ページ、266ページをお願いいたします。

3款1項2目の23節償還金利子及び割引料につきましては、第1号被保険者への還付金及び平成25年度介護保険負担金の交付額確定等に伴います国、県への償還金並びに平成25年度地域支援交付金の交付額の確定に伴います社会保険診療報酬支払基金への償還金でございます。

4款地域支援事業につきましては、要支援または要介護状態になる前の介護予防推進事業費でございます。

1項1目介護予防特定高齢者施策事業費の7節賃金につきましては、実態把握等のための看護師の賃金でございます。

11節需用費につきましては、介護予防事業の実施に要しました消耗品等でございます。

13節委託料につきましては、運動機能向上のための転倒予防、口腔機能向上事業等に要した費用でございます。

2目介護予防一般高齢者施策事業費につきましては、元気な高齢者を対象に介護予防の普及啓発、さらには地域介護予防活動支援事業に要した費用でございます。

7節賃金につきましては、健康貯筋友の会事業に伴います看護師の賃金でございます。

8節報償費につきましては、各行政区の生き生きサロンへの介護予防の出前講座の講師謝礼に要した費用でございます。

11節需用費につきましては、出前講座に係ります資料等に要した費用でございます。
267ページ、268ページをお願いいたします。

13節委託料につきましては、生活管理指導短期宿泊事業に要した費用でございます。

2項1目介護予防ケアマネジメント事業費でございますが、11節需用費につきましては、公用車の車検整備料、燃料費等に要した費用でございます。

12節役務費につきましては、包括支援センターシステムの保守料及び電話代、公用車の損害保険料に要した費用でございます。

269ページ、270ページをお願いいたします。

13節委託料につきましては、指定介護予防支援業務委託として、ケアプランの作成委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、地域包括支援センターシステムハードウェア賃借料でございます。

27節の公課費につきましては、公用車の車検に伴う重量税でございます。

2目総合相談事業費につきましては家庭訪問の際に要した費用でございます、7

節賃金につきましては、看護師の賃金、8節報償費につきましては、研修会時の講師謝礼に要した費用でございます。

11節需用費につきましては事務用品等に要した費用でございます。

3目権利擁護事業費につきましては、高齢者虐待対応連絡協議会への委託料でございます。

4目包括的・継続的ケアマネジメント主要事業費は、介護支援専門員の研修に要した費用でございます。8節報償費につきましては、研修会時の講師謝礼、271ページ、272ページの11節需用費につきましては、消耗品等に要した費用でございます。

5目任意事業費につきましては、あんしんコール事業の協力員への謝礼等に要した費用でございます。

8節報償費につきましては、あんしんコールセンター協力員への謝礼、11節需用費につきましては、会議開催時のお茶代、12節役務費につきましては、ひとり暮らし老人等へのコール機器取り付け・取り外し料及びボランティア保険料等に要する費用でございます。

13節委託料につきましては、配食サービス事業及びあんしんコールセンターサービス事業に要しました費用でございます。

14節に使用料及び賃借料につきましては、あんしんコール機器借上料でございます。273ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額19億2,159万2,000円、歳出総額18億4,853万6,000円、歳入歳出差引額7,305万6,000円、実質収支額も同額となります。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金を3,700万円といたしたいところでございます。

なお、決算年度末におけます介護保険事業勘定特別会計の財政調整基金の残額は2,232万円となっております。以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

それでは、議案書22ページのご参照をお願い申し上げます。

認定第4号 平成26年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては278ページ、279ページ以降でご説明をさせていただきます。主要な施策の成果に関する説明書につきましては、134ページになりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

それでは、決算書の278ページ、279ページをお願い申し上げます。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入の土地貸付収入につきましては、宮床生産森林組合、難波山菜生産研究所、東北電力に対します土地の貸付収入でございます。

同じく2目の利子及び配当金につきましては、基金の利子でございます。

1款2項2目不動産売払収入は、県道仙台大衡線宮床道路改良の事業に係ります土地の売払収入と高山地区内の東北電力の流木伐採の補償に係る流木売払収入であります。

2款繰入金は、財源調整のための財産調整基金からの繰り入れでございますが、繰入は今年度はございませんでした。

3款繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

280ページ、281ページをお願い申し上げます。

4款1項1目森林総合研究所支出金の収入はございませんでした。

同じく2項1目預金利子は、歳計現金の利子でございます。

3項1目雑入につきましては、今年度は収入はございませんでした。

歳入総額予算額1,948万2,000円に対しまして、収入済額1,948万3,180円であります。

次に、決算書282ページ、283ページをご参照をお願いいたします。

歳出についてご説明申し上げます。

1款管理会費につきましては管理委員7名に要する費用でございます。1節報酬につきましては7名分の報酬、9節旅費につきましては管理会、協議会の出席費用弁償でございます。10節交際費につきましては会長の交際費であります。

2款1項1目一般管理費の7節賃金につきましては清掃業務員1名に要した費用でございます。

8節報償費は、財産区の管理委員任期満了に伴います推薦委員会委員の謝礼でございます。

11節需用費につきましては、予算書・決算書の印刷代、12節役務費につきましては、

委員の連絡用の切手代であります。

2目財産管理費7節賃金につきましては、直営造林地作業道の刈り払い人夫賃金でございます。

13節委託料は森林管理巡視員の業務委託料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、町林業地域振興協議会、山火事防止協議会、宮城県水源地造林協議会等への負担金等であります。

284ページ、5ページをご参照お願いいたします。

22節補償補填及び賠償金につきましては、県道仙台大衡線宮床道路工事に伴います地上権抹消補償金といたしまして、宮床生産森林組合に支払ったものであります。

25節積立金は、支出がございませんでした。

3目森林総合研究所分収造林管理費につきましても支出がございませんでした。

4目諸費の19節負担金補助及び交付金につきましては、町内3財産区で結成をいたしております財産区連絡協議会への負担金でございます。

28節繰出金につきましては、一般会計への繰出金で、主要な施策の成果に関する説明書134ページに記載しております対象団体及び金額について助成をしたものでございます。

以上、歳出合計予算額1,948万2,000円、支出済額1,799万1,888円、不用額149万112円であります。

286ページをご参照お願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額1,948万3,000円、歳出総額1,799万2,000円、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、差引額、実質収支額とも149万1,000円となっております。

なお、平成26年度の基金の残高につきましては、この冊子416ページに記載しておりますが、4億7,808万4,000円となっております。

次に、議案書のほうの23ページをご参照お願い申し上げます。

平成26年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、主要な施策の成果に関する説明書は次のページ、135ページであります。決算書につきましては291ページ、292ページよりご説明をさせていただきます。

初めに、歳入であります。

1 款 1 項 1 目総務費県補助金には、壇ノ下地区にあります直営造林地5.91ヘクタールに関する除間伐補助金であります。

2 款 1 項 1 目財産貸付収入は、吉田愛林公益会及び東北電力への土地貸付収入でございます。

同じく、2 目利子及び配当金は、基金の利子でございます。

同じく、2 項財産売払収入は、土地売払収入はございませんでした。流木売払収入は、種沢部分林組合からの分収収益金でございます。

293ページ、4 ページをお願いいたします。

3 款繰入金につきましては、財源の調整のため財政調整基金からの繰り入れを行ったものでございます。

4 款繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

5 款諸収入 1 項森林総合研究所支出金につきましては、森林総合研究所所管の造林育成に対しまして交付されたもので、壇ノ下地区の24.16ヘクタールの除伐等に要したものでございます。

同じく 2 項利子につきましては、歳計現金利子でございます。

3 項の雑入につきましては、収入がございませんでした。

歳入合計予算額494万9,000円に対しまして、収入済額515万8,200円でございます。

決算書295ページ、296ページをお願い申し上げます。

歳出でございます。

1 款管理会費につきましては管理委員 7 名に要する費用でございます。

1 節報酬は、管理委員 7 名の報酬、9 節旅費につきましては管理会、協議会の出席費用弁償、10 節交際費につきましては、会長の交際費となっております。

2 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、財産区の管理に要するもので、8 節報償費は財産区管理委員任期満了に伴います推薦委員会委員の謝礼でございます。

11 節需用費は予算書・決算書の印刷代となっております。

12 節役務費は、会議通知用の切手代でございます。

同じく、2 目財産管理費の 7 節賃金は支出がございませんでした。

12 節役務費につきましては、森林育成事業事務の取扱手数料、森林国営保険料でございます。

13 節委託料は、壇ノ下地区の5.91ヘクタールの杉の造林地除間伐に要した費用でございます。

19 節負担金につきましては、林業地域振興協議会、山火事防止協議会、県水源林造

林協会、黒川地区林業普及推進協会等への負担金でございます。

297ページ、298ページをご参照お願いいたします。

3目森林総合研究所分収造林管理費は、檀ノ下地区の保育に要したものでございます。12節役務費は森林国営保険料等となっております。

13節委託料は、24.16ヘクタールの除伐等に要した費用でございます。

4目諸費につきましては、19節負担金補助及び交付金であります。財産区連絡協会への負担金となっております。

28節繰出金につきましては、説明書135ページに記載しておりますが、一般会計へ繰り出しを行い地域団体へ助成を行ったものとなっております。

以上、歳出予算額合計494万9,000円に対しまして、支出済額449万3,089円でありませ

す。

299ページをご参照お願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額515万8,000円、歳出総額449万3,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。差引額、実質収支額ともに66万5,000円でございます。

なお、26年度の基金残高につきましては、決算書416ページに記載をしておりますが、26年度末の基金残高は1,503万2,000円となっております。

次に、議案書にお戻りお願いいたします。24ページでございます。

認定第6号 平成26年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては次のページ、136ページとなっております。決算書につきましては304ページ、305ページ以降でご説明をさせていただきます。

それでは、決算書304ページ、305ページをお開きをお願い申し上げます。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目の財産貸付収入につきましては、相川地区、報恩寺地区、松坂地区におのおのの貸し付けをしております収入であります。さらに、NTTの設備用地の貸付の収入でございます。

同じく2目の利子及び配当金につきましては、基金の利子となっております。

2 款繰入金につきましては、財源調整のための財政調整基金からの繰り入れを行ったものでございます。

3 款繰越金につきましては、前年度からの繰越金となっております。

306ページ、307ページをお開きをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目預金利子につきましては、歳計現金利子でございます。

雑入につきましては、収入がございませんでした。

歳入合計いたしまして、予算額520万7,000円に対しまして、収入済額520万5,519円でございます。

308ページ、309ページをご参照をお願いいたします。

歳出でございます。

1 款管理会費につきましては、管理委員7名に要した費用でございます。

1 節報酬につきましては、管理委員7名の報酬、9 節旅費につきましては管理会、協議会の出席費用弁償でございます。

10 節交際費につきましては、会長の交際費であります。

2 款 1 項 1 目一般管理費につきまして、8 節報償費は財産区管理委員任期満了に伴います推薦委員会委員への謝礼であります。11 節需用費は予算書・決算書の印刷代、12 節の役務費は連絡用の通信運搬切手代であります。

同じく、2 目の財産管理費 7 節賃金になりますが、落合財産区有地で隔年で実施しております刈り払いの人夫賃金であります。

19 節負担金につきましては、山火事防止連絡協議会への負担金であります。

3 目諸費19 節負担金は、3 財産区の連絡協議会への負担金でございます。

310ページ、311ページをご参照をお願いいたします。

28 節繰出金につきましては、説明書136ページに記載してございますが、町内の団体等への一般会計を通じての助成に要した費用でございます。

以上、歳出合計予算額520万7,000円に対しまして、支出済額487万5,077円でありませぬ。

312ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額520万5,000円、歳出総額487万5,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。歳出額、実質収支額ともに33万円でございます。

なお、26年度末の基金残高につきましては、ほかの財産区同様416ページに記載しておりますが3億174万5,000円となっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

それでは、議案書のほうにお戻りいただきたいと思ひます。議案書につきましては、25ページになります。

認定第7号 平成26年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては、317ページ、318ページをお願いしたいと思ひます。主要な施策の成果に関する説明書につきましては137ページとなりますので、あわせてご参照願ひます。

歳入でございます。

1款1項1目利子及び配当金につきましては基金利子分でございます。

2款1項1目教育寄附金につきましては、収入がございませんでした。

3款1項1目奨学事業基金繰入金につきましては、基金からの繰入金でございます。

4款1項1目繰越金1節繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

319、320ページをお願いいたします。

5款1項1目町預金利子1節預金利子につきましては、歳計現金の利子となっております。

2項1目奨学費貸付金元利収入1節奨学費貸付金元利収入につきましては、貸し付けを行いました奨学金の償還金でございまして、73名からの返還をいただいたものとなっております。

なお、収入未済額につきましては44万5,200円となっております。未納者は4名でございます。未納額は、前年と比べまして、16万9,200円の増となっておりますが、未納者とは定期的に連絡をとっておりまして、督促を行っております。引き続き未納額の減少に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

次に、321ページ、22ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目事業費につきましては、21 節貸付金、高校生 1 名、大学生 24 名、合計 25 名に対しまして奨学金の貸し付けを行ったものでございます。なお、大学生の貸付金につきましては高校生が月額 1 万 5,000 円、同じく大学生は 3 万円というふうになってございます。

次に、2 目事務費でございます。

1 節報酬及び 9 節旅費につきましては、奨学事業審議会 2 回の開催におきます委員の報酬、費用弁償となっております。

11 節需用費につきましては、予算書・決算書の印刷代でございます。

12 節役務費につきましては、郵便料金でございます。

25 節積立金につきましては、奨学事業基金へ積み立てを行ったものでございます。

323 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 909 万 8,000 円、歳出総額 895 万 3,000 円、差引額で 14 万 5,000 円となり、実質収支額につきましても同じく 14 万 5,000 円となっております。

なお、基金残高につきましては年度末で 708 万 5,000 円という金額になってございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

続きまして、議案書 26 ページをお願いいたします。

認定第 8 号 平成 26 年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付し議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては 324 ページから、成果に関する説明につきましては 138 ページのほうのご参照をお願いいたします。

決算書 328 ページをお願いいたします。

1 款につきましては、後期高齢者医療保険料でございます。特別徴収・普通徴収合わせまして、調定比につきましては99.13%になってございます。

2 款につきましては、使用料及び手数料。これにつきましては、督促手数料収入でございます。

3 款国庫支出金につきましては、後期高齢者医療制度円滑運営事業費補助金でございます。

330ページをお願いいたします。

4 款繰入金につきましては、一般会計繰入金になります。事務費、人件費のほか、保険料軽減相当分の繰り入れでございます。

5 款繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

332ページをお願いいたします。

6 款諸収入 2 項償還金及び還付加算金 1 目保険料還付金につきましては、県後期高齢者広域連合からの25年度分の保険料の還付金でございます。

3 項につきましては、預金利子でございます。

4 項受託事業収入は、県後期高齢者広域連合からの健康診断受託料でございます。732名が受診してございます。

334ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項総務管理費は、後期高齢者会計の運営事務に要した経費でございます。人件費を除きまして説明をさせていただきます。

11 節につきましては、特別会計の予算・決算パンフレット等の印刷代、さらにはコピー代などがございます。

12 節につきましては、郵送料でございます。

13 節につきましては、後期高齢者健康審査委託料並びに後期高齢者医療システムの保守委託料でございます。

2 項徴収費につきましては、保険料の徴収事務に要した経費でございます。

11 節につきましては、医療保険通知、あるいは封筒等の印刷代でございます。

12 節につきましては、郵送料と口座振替手数料でございます。

336ページをお願いいたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、県後期高齢者医療広域連合へ保険料の納付金と保険基盤安定負担金の納付金でございます。

3 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目保険料還付金につきましては、年度途

中で保険料の確定、変更等のあったものの還付金でございます。

338ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 1 億9, 692万8, 000円、歳出総額 1 億9, 517万6, 000円でございます。歳入歳出
差引額、実質収支額と同様の175万2, 000円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前10時56分 休 憩

午前11時07分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 (大須賀 啓君)

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長 (蜂谷俊一君)

では、続きまして議案書27ページをお願いします。

認定第9号 平成26年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてで
あります。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度大和町下水道事業特別会計歳
入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものであり
ます。

決算書の339ページ以降でご説明いたします。

なお、本事業の実施概要は、主要な施策の成果に関する説明書139ページ以降に記
載し整理しておりますので、あわせてご参照願いたいと思います。

決算書の343ページ、歳入歳出決算事項別明細書になります。

初めに、歳入であります。

1 款分担金及び負担金 1 項 1 目下水道事業負担金 1 節公共下水道費受益者負担金現年度分につきましては、収入済額74万6,060円で、収納率は98.3%です。

2 節滞納繰越分につきましては、収入済額が12万7,360円となっております。

2 款使用料及び手数料 1 項 1 目下水道使用料 1 節現年度分につきましては、収入済額 3 億9,118万3,547円で、収納率99.2%です。

2 節の滞納繰越分につきましては、調定額1,268万2,299円、収入済額616万896円で、収納率は48.6%となっております。このうち使用料の賦課漏れ分の決算状況であります。調定額530万8,721円に対しまして収納額合計264万3,949円で、うち26年度分として93万1,955円の収納となっております。合計で収納率49.8%となっております。

2 項手数料は調定額どおりの収入となっております。

345ページとなります。

3 款国庫支出金 1 項 1 目下水道費国庫補助金であります。下水道整備事業は事業費の2分の1の補助が収入済みとなっております。

4 款繰入金、5 款繰越金、6 款諸収入及び347ページの7 款町債の2 節資本費平準化債、3 節流域下水道債については、調定どおりの収入となっております。

次に、349ページの歳出であります。

1 款土木費 1 項 1 目一般管理費につきましては、下水道の管理経費のほか、使用料金等の賦課徴収、水質規制、下水道施設の維持管理に要したものであります。

主なものといたしまして、2 節から4 節までは人件費、11 節需用費はマンホールポンプの電気料、修繕料などあります。

12 節役務費は、マンホールポンプの管理用電話の使用料及び污水管等清掃手数料などであります。

13 節委託料は、料金算定業務、メーター検針業務の水道事業への委託料及び流域下水道への接続点17カ所と特定事業所25カ所の水質検査委託料、下水道台帳の作成、その他マンホールポンプの保守点検、清掃委託に要したものであります。

次に、351ページとなります。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、吉田川流域下水道の維持管理負担金と仙台市への下水道管理負担金が主なものであり、補助金は、水洗便所改造資金貸し付けに係る利子補給金44件分であります。

27 節公課費は、消費税及び地方消費税であります。

2 項 1 目建設費であります。公共下水道補助事業分と町単独事業分及び流域下水

道等への建設負担金が主なものとなります。

主なものとしたしまして、人件費のほか、11節需用費は事業に係る消耗品、燃料費等、13節委託料は公共下水道総合地震対策計画及びマンホールポンプ場の長寿命化計画策定業務に要したものであります。

14節は、積算システムの借上料、15節工事請負費は補助事業分として大崎マンホールポンプ場の操作盤及びポンプの更新工事を実施したもの、町単独事業としたしましては、大平下地区における汚水管枝線布設工事及び公共ますの更新工事を実施したものであります。

次に、353ページとなります。

19節負担金補助及び交付金は、宮城県が維持管理の吉田川流域下水道と仙台市への建設負担金、2款公債費につきましては、1項1目元金償還99件の償還費用であります。

2目の利子は、114件の支払い分であります。

なお、平成26年度末の借入残高は、前年より1億8,725万6,000円減の49億5,816万4,000円となっております。

355ページの実質収支に関する調書であります。

歳入総額8億7,160万3,000円、歳出総額8億5,651万3,000円、歳入歳出差し引き1,509万円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は1,509万円となったものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

次に、議案書の28ページをお願いします。

認定第10号 平成26年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものであります。

詳細につきましては、決算書の356ページ以降でご説明をいたします。

なお、本事業の実施概要は、成果に関する説明書の141ページに記載し整理しておりますので、あわせてご参照願います。

決算書の360ページ、歳入歳出決算事項別明細書になります。

初めに、歳入であります。

1款分担金及び負担金1項1目農業集落排水事業分担金は関係地区の受益者分担金

で、2節滞納繰越分については収入済額16万2,000円で、収納率は5.5%になっています。

2款使用料及び手数料1項1目農業集落排水処理施設使用料1節現年度分につきましては、収入済額849万2,385円で収納率98.4%です。

2節滞納繰越分は、収入済額47万3,849円で収納率42.8%となっております。

362ページをお願いします。

3款県支出金1項1目農業集落排水事業費県補助金につきましては、平成20年度から平成26年度までの7カ年間で宮城県から維持管理補助金して総額2億760万円の交付合計で、当年度分の3,198万円の補助金であります。

4款繰入金は一般会計からの繰入金で、26年度決算は1,628万4,000円となっております。

5款繰越金は、前年度からの繰り越しであります。

6款諸収入は、1節預金利子、2節雑入は消費税還付金が主な収入であります。

364ページの歳出であります。

1款農業集落排水事業1項1目一般管理費につきましては、宮床クリーンセンターの管理費及びマンホールポンプの維持管理等に要した経費であります。

主なものといたしまして、人件費のほか、11節需用費はクリーンセンターマンホールポンプの電気料、消耗品代などです。

12節使用料収納事務手数料などの役務費で、13節は処理場の運転業務、汚泥処理業務、使用料徴収業務、電気工作物保安管理業務などの委託料であります。

19節の負担金補助及び交付金は、県集落排水事業推進協議会への負担金であります。

366ページをお願いします。

2款公債費1項1目元金、2目利子はそれぞれ16件分の償還分です。

なお、平成26年度末借入残高は、前年より2,641万1,000円減の6億1,049万5,000円となっております。

368ページの実質収支に関する調書です。

歳入総額6,396万円、歳出総額6,129万7,000円、歳入歳出差し引き266万3,000円、4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、5の実質収支額も同額の266万3,000円となっております。

以上でございます。よろしくをお願いします。

次に、議案書29ページをお願いします。

認定第11号 平成26年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定に

ついてであります。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものであります。

決算書の369ページ以降でご説明をいたします。

なお、本事業の実施概要は、成果に関する説明書の142ページに記載し、整理をしておりますので、あわせてご参照願います。

決算書の373ページ、事項別明細書です。

歳入です。

1款1項1目合併処理浄化槽事業分担金は、新規設置6基分の設置者分担金であり、調定どおりの収入となっております。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料は、設置及び管理移行の349基に係る使用料収入であり、1節の現年度分の収納率は99.2%となっております。

2節の滞納繰越金は、54.2%の収納率となっております。

3款1項1目合併処理浄化槽事業費国庫補助金は、6基の新規整備費に伴います国庫補助金であり、補助対象事業費の3分の1の補助が収入済みとなっております。

375ページです。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金は、財源調整のための繰り入れであります。

5款繰越金は、前年度からの繰越金で、6款諸収入は、預金利子の収入であります。

2項雑入は、消費税の還付金であります。

7款町債1項1目下水道債は、浄化槽の整備に要した財源の確保を図ったものであります。

377ページの歳出となります。

1款合併処理浄化槽費1項1目一般管理費につきましては、管理浄化槽349基の維持管理に要したものです。

主なものです。人件費のほか、11節需用費は事務事業に係る消耗品、印刷製本費のほか浄化槽の修繕費です。

12節役務費は浄化槽の法定検査手数料、13節委託料は保守点検及び清掃業務委託料が主なものとなっております。

379ページをお願いします。

2項合併処理浄化槽建設費につきましては、浄化槽設置事業に要した費用であります。

主なものであります。人件費のほか、11節需用費は事業に係る消耗品費で、15節工事請負費は、浄化槽6基の新たな設置工事を実施したもので、その地区別の内訳は、吉田地区5基、鶴巣地区1基であります。

2款公債費1項1目元金につきましては、3件の償還、2目利子は、9件の償還支払い分であります。

なお、平成26年度末借入残高は85万2,000円増の1億3,283万円となっております。

381ページの実質収支に関する調書であります。歳入総額4,850万7,000円、歳出総額4,551万円、歳入歳出差し引き299万7,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額も同額の299万7,000円となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

次に、議案書の30ページをお願いします。

認定第12号 平成26年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成26年度大和町水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものであります。

詳細につきましては、決算書328ページからの平成26年度大和町水道事業会計決算報告書でご説明いたします。

なお、本事業の実施状況につきましては、主要な施策の成果に関する説明書143ページ以降に記載し整理しておりますので、あわせてご参照願います。

それでは、決算書の382ページの収益的収入及び支出からご説明いたします。これらはいずれも消費税込みの決算額です。

収入です。

1款水道事業収益につきましては、決算額10億2,482万6,358円となり、前年対比で8.9%の増となっております。

この内訳といたしまして、1項営業収益は、8億1,379万7,439円で、前年比5.9%の増。

2項営業外収益は2億1,096万998円で、前年対比22.3%の増。3項特別収益は当初予算ゼロであります。6万7,921円となっております。この項目は宮床1号ポンプ場土地売却益ほかでございます。

次に、支出であります。1款水道事業費用につきましては、決算額10億1,295万262円となり、前年対比18%の増となっております。

この内訳ですが、1項営業費用は9億8,353万7,478円で前年対比18.6%の増。

2項営業外費用は2,572万1,268円で、前年対比8.5%の減となっております。

3項の特別損失は、当初予算ゼロであります。決算額369万1,516円で、前年対比253.8%の増となっております。この項目は、不納欠損や消費税使用料の還付などの費用計上でございます。

以上の結果、税込みで収入支出差し引き1,187万6,096円の黒字決算となっております。

次に、384ページの資本的収入及び支出であります。

収入です。

1款資本的収入につきましては、決算額2億7,536万509円で、前年対比288.8%の増となっております。これは、中峰2号配水池耐震化事業等による伸びであります。内訳としまして、1項企業債1億1,420万円で、対前年比185.4%の増、2項出資金7,680万2,000円で、前年対比277.1%の増。

3項補助金、前年より7,788万6,000円増の8,391万6,000円の収入となっております。

4項固定資産売却益は、一般県道大衡仙台線宮床道路改良事業によります宮床1号ポンプ場用地の一部を売却したことによるもので、決算額44万2,509円の収入となっております。

次に、支出です。

1款資本的支出につきましては、決算額5億3,434万2,982円で、前年対比で56.5%の増となっております。

このうち1項建設改良費は4億5,029万3,364円で、前年対比で78.5%の増となっております。これは、中峰2号配水池耐震補強工事1億8,252万円及び同配水池緊急遮断弁設置工事6,922万8,000円等を含む決算額であります。

2項企業債償還金は8,404万9,618円で、前年対比で5.7%の減となっております。

以上の収支により、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億5,898万2,473円については、過年度分損益勘定留保資金から1億5,553万1,457円、減災積立金から400万円、建設改良積立金から6,700万円、消費税資本的収支調整額から3,245万1,016円をもって補填いたしましたものであります。

次に、386ページの損益計算書であります。消費税抜きの金額となっております。収益及び費用の項目ごとの内訳は、393ページからの収益費用明細書で整理をいたしておりますので、概括的な説明とさせていただきます。

1の営業収益は7億5,543万8,062円で、前年対比3.2%の増。

2の営業費用は9億3,930万9,733円で、前年対比17.3%の増となり、営業損失は1

億8,387万1,671円となっております。これについては、公営企業会計制度の見直しに伴う減価償却費等の増によるものでございます。

次に、3の営業外収益ですが、他会計補助金1億2,535万5,000円、公営企業会計制度の見直しに伴い、みなし償却制度廃止による26年度に償却した金額を収益とする長期前置き金戻し入れ6,074万6,589円が主なもので、合計1億9,896万6,194円。

4の営業外費用は支払利息が主なもので2,653万9,725円となり、営業外収支は1億7,242万6,469円の黒字になったものの、公営企業会計制度の見直しに伴い1,144万5,202円の経常損失となったものであります。

5の特別利益6万6,862円、6の特別損失の367万4,283円、合計360万7,421円の損失を合わせた当年度の純損失は1,505万2,623円となり、前年度繰越利益剰余金55万3,443円、過去の減価償却済額に対応する収益化済額であります。その他未処分利益剰余金変動額として計上され、現金を供わない8億730万3,379円を合わせた当年度未処分利益剰余金は、7億9,280万4,199円となったものであります。

次に、387ページの剰余金計算書であります。

前段部が前年度の状況を示しておりまして、当年度変動額に資本金、剰余金の変動額を示しております。新会計制度適用に伴う変動額では、下段の中期に記載のとおり、借入資本金については固定負債及び流動負債へ、資本金剰余金については繰り延べ収益に振替を行っております。当年度については、減債積立金400万円、建設改良積立金6,700万円を組み入れるとともに、補助金7,680万2,000円の受け入れを行っております。

以上のことから、自己資本金22億8,673万1,940円に、資本剰余金合計額が3億5,774万9,439円に、利益剰余金の合計額が9億2,583万2,127円で、本年度の未処分利益剰余金は7億9,280万4,199円となっております。

389ページをお願いします。

剰余金処分計算書であります。当年度末残高は7億9,280万4,199円となっております。

次に、議会の議決による処分数額ではありますが、7億9,000万円を資本金に組み入れ、処分後の残高280万4,199円といたすものであります。

次に、390ページ、貸借対照表であります。

資産の部、1の固定資産です。

(1)有形固定資産につきましては、土地、建物、構築物などがありますが、合計58億3,514万6,055円で前年対比で0.6%の減となっております。

(2) 無形固定資産は、電話加入金、ダム使用権で65万9,415円となります。

(3) の投資その他資産については、投資有価証券の5億862万116円で、固定資産合計は前年比3.3%増の63億4,442万5,586円となります。

2の流動資産は、現金・預金、未収金などで6億4,593万1,369円となり、資産合計は69億9,035万6,955円で、前年比3.1%、2億1,012万7,853円の増となっております。

次に、負債の部です。

3の固定負債は建設改良費等の財源に充てるための企業債で12億1,360万8,656円となります。

4の流動負債であります。建設改良費等の財源に充てるための企業債、未払い金、引当金、その他で合計額4億4,268万5,411円となります。

5の繰り延べ収益は、公営企業会計制度の見直しにより償却資産の取得または改良に伴う補助金等をその収益額として計上しました長期前受金27億7,391万234円、長期前受金を収益した額としての長期前受金収益化累計額が10億1,016万852円で負債合計34億2,004万3,449円となっております。

資本の部です。

6の資本金は、企業開始時の固定資本金、一般会計出資金など追加出資の繰入資本金、使用した減債積立金、建設改良積立金等の組み入れなどの資本金となります。合計で22億8,673万1,940円、前年比33.0%の減となっております。

次に、7の剰余金の(1)資本剰余金につきましては、国庫補助金、受贈財産評価額、各種負担金などで合計で3億5,774万9,439円、前年比88.2%の減となっております。

(2)の利益剰余金につきましては、各種積立金と当年度末未処分利益剰余金の合計で、9億2,583万2,127円となり、前年比452.5%の増となっております。

剰余金合計は12億8,358万1,566円で、前年比60.5%の減。資本の合計は35億7,031万3,506円で、負債資本の合計は69億9,035万6,955円で、前年比3.1%の増となっております。

次に、392ページをお願いします。キャッシュフロー計算書です。公営企業会計制度の見直しにより、新たに導入となったものであります。以前の資金計画書に変えて作成し、説明申し上げるものであります。お金の流れを営業活動、投資活動、財務活動に分類し、どこで資金が生み出され、どこで資金が使用されるのかをあらわすものであります。

1営業活動によるキャッシュフローです。企業の営業活動により生み出されますキャッシュフローで、早期純損失1,505万2,623円、非資金項目の調整には原価償却費、

固定資産除去費、長期前受金戻し入れ、賞与引当金の増減額、合計2億5,991万26円、営業活動による資産及び負債の増減には、資産の増減、負債の増減、合計4,975万3,266円で、資産の増減については未収金等の増減で、負債の増減については未払い金、前受金などの増減であります。

営業活動以外の損益項目、受取利息及び配当金、支払利息等、計2,314万5,127円、以上を合わせますと、小計3億1,775万5,796円となるものであります。受取利息及び配当金受取額238万7,901円、支払利息等支払額マイナス2,553万3,028円を合わせまして、営業活動によるキャッシュフロー合計2億9,461万669円となるものであります。

2投資活動によるキャッシュフローです。建設投資や固定資産の売買によるキャッシュフローをあらわしたもので、建設投資額とその資金となる補助金などで収支を計算するものであります。建設改良費4億1,784万2,348円のマイナス、上記実施に係る収入1億6,071万8,000円は、国庫補助金、一般会計出資金であります。固定資産の売却については、宮床1号ポンプ場の用地売却益44万2,509円、投資活動による資産の増減マイナス8,391万6,000円、投資活動による負債の増減は2億2,866万167円、投資有価証券の増減マイナス3,864万116円を合わせまして、投資活動によるキャッシュフロー合計1億5,057万7,788円のマイナスとなるものであります。

次に、3財務活動によるキャッシュフローです。借入金の借り入れ、返済によるキャッシュフローをあらわしたものでございます。企業債の発行1億1,420万円、企業債の償還でマイナス8,404万9,618円のマイナス、財務活動によるキャッシュフロー合計3,015万3,820円となっております。現金及び現金同等物の増加額1億7,418万3,263円は営業、投資、財務活動のそれぞれのキャッシュフローの合計額となるものであります。資金期首残高1億4,138万6,838円と合わせました資金期末残高は、3億1,557万101円となっております。

次に、393ページの収益費用明細書であります。消費税抜きの金額となります。

主なものですが、1款水道事業収益1項1目給水収益は、水道料金とメーター使用料を合わせて6億5,993万7,259円で、前年対比2.4%の増となります。

2目受託工事収益は、町道柿の木線水道管移設工事費等の受託分であります。

3目加入金は、給水加入金で前年対比24.9%増となっております。

4目その他営業収益は、材売収益としてコードカバー、メーターカウンターなどの売却代。手数料は、設計審査手数料、開栓手数料など。雑収益は、下水道使用料などの徴収業務受託料、消火栓維持管理料などであります。

2項営業外収益です。1目他会計補助金は一般会計補助金で、上水道、簡易水道に

対する高料金対策補助金などで前年比10.5%の増となっております。

3目開発負担金は、民間アパートなどによるものであります。

4目長期前受金戻し入れは、損益計算書でも説明させていただいたみなし償却制度の廃止によるものでございます。

5目雑収益は、第三者による施設破損に伴う損害請求などであります。

3項特別利益です。1節は固定資産売却益、2節過年度損益修正益であります。

収益合計は9億5,447万1,118円となるものであります。

395ページをお願いします。

1款水道事業費用1項1目浄配水費の主なものです。

1節から3節までは人件費、4節は事務補助員の賃金であります。

7節通信運搬費は、一般電話料、監視用テレメーターの専用回線料などであります。

8節保険料は自動車、建物、機械設備などに係るもの、9節委託料はメーター検針、水質検査、メーター交換業務に要した費用であります。

12節動力費につきましては、町内5カ所のポンプ場における動力の電気料であります。

14節修繕費は、各種水道施設の修繕に要した費用でございます。

15節受水費は、宮城県大崎広域水道からの受水料金で、前年対比で2.5%の増となっております。

16節賃借料は、水道料金調定システム、企業会計システムなどのシステム借上料であります。

2目の受託工事費は、収益の受託工事収益で説明をいたしました町道柿の木線水道管移設工事費等の費用でございます。

3目の総係費は運営管理に要する事務費で、1節報酬は水道事業審議会の委員12名分の報酬、5節委託料は水道庁舎の宿日直業務委託料、8節賃借料は配水管の水管橋添架による借上料です。

5目減価償却費は、建物、構築物、車両、建設機器など固定資産の本年度償却分であります。

5目資産減耗費は、1節貯蔵品等棚卸資産の減耗費、2節固定資産除去費については、会計制度の見直しに伴い整理を行ったものであります。

6目その他営業費用につきましては、コードカバー、メーターカウンターなどの貯蔵品の売却原価であります。

2項営業外費用です。1目支払利息は企業債利息、2目雑支出は第三者による施設

破損修繕費であります。

397ページであります。

3項特別損失は、不納欠損、使用料、消費税などの還付金であります。

費用合計は、9億6,952万3,741円であります。

398ページをお願いします。

固定資産明細書であります。

(1)の有形固定資産の種類は、土地、建物、構築物、機械装置、車両、工具機器、建設仮勘定の種類別に整理しておりますが、合計で説明させていただきます。

年度当初額が92億2,673万999円で、当年度増加額は7億9,261万8,452円、当年度減少額は4億4,758万13円で、当年度末現在高は95億7,176万9,438円となるものです。当年度の増加は、配水管の布設などによる構築物の増加、機械及び装置は水道庁舎及び中峰配水池に設置しました非常用発電設備によるもの、また建設仮勘定は中峰2号配水池耐震化事業による施設整備分であります。

減少については、土地の売却、機械及び装置、工具、器具及び備品の除去、建設仮勘定からの振替による減によるものであります。

次に、減価償却額であります。年度末償却未済高は58億3,514万6,055円となっております。

次に、(2)無形固定資産明細であります。

年度当初額69万1,126円に対しまして、ダム使用権の当年度償却額の減少により、年度末現在高は65万9,415円となっております。

決算書の400ページをお開き願います。公営企業会計制度の見直しに伴い、重要な会計方針に係る事項について記載することになりましたので、説明させていただきます。

1資産の評価基準及び評価方法では、量水器、その他の貯蔵品とも先入れ先出し法による原価法によるもの。2固定資産の原価償却の方法は、有形、固定とも定額法によることなど。3引当金の計上方法、4その他会計に関する書類のための基本となる重要な事項。5みなし償却制度の廃止に伴う経過措置の項目、それぞれ記載の方法により実施しているものであります。

401ページをお願いします。

企業債の明細書となっております。平成元年から平成27年まで、政府資金、公営企業金融公庫、民間資金の種類別に整理をいたしておりますので、ごらんいただければと存じます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

これで説明を終わります。

休憩します。

再開は午後 1 時です。

午前 1 1 時 5 9 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1 3 「報告第 1 号 平成 2 6 年度大和町健全化判断比率及び資金不足
比率について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第 13、報告第 1 号 平成 26 年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率について報告を求めます。財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

それでは、議案書の 31 ページをお願いいたします。別冊といたしまして、平成 26 年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率に関する説明資料で詳細の文言の内容等をご説明申し上げますので、参考にお開きをいただければと思います。

それでは、報告第 1 号 平成 26 年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率のご報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関します法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定によりまして、平成 26 年度決算に基づきます健全化判断比率及び資金不足比率を別添監査委員の意見を付しましてご報告申し上げます。

この健全化比率の対象は、町で管理する公営企業を含みます全ての会計及び関係する組合分も含むものでございます。普通会計を対象としております一般に私どもが使

用しております決算統計の数字とは若干異なっておりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

1 番目といたしまして、議案書中段になります。健全化判断比率でございます。

平成26年度決算の欄が本年の本町の数値でございます。今年度分につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率は実質収支が黒字決算となっておりますので数値が入らない横棒の状態となっております。

次に、実質公債費比率でございますが、少ないほど健全であるわけでありまして、4.7%で前年が5.4%ございました。0.7ポイント比率が下がって健全な方向に向いている状況でございます。

将来負担比率につきましては、将来負担額に対して充当可能財源等が上回っておりますので、昨年度と同様に数字としてはあらわれないものでございます。

中段のその表の右のほうに出ております早期健全化基準についてであります。この表にお示ししております数字以上になりますと早期健全化計画を策定して、県や国の指導等対象となるものでございます。いわゆる黄色信号の状態、財政健全化計画の策定が必要となる黄色信号の状態となるものでございます。

一番右の欄につきましては、財政再生基準でございます。この基準数値以上になりますと財政再生計画を作成して、やはり県や国の指導対象となりますが、これは赤信号に該当してまいるものでございます。財政悪化の要因分析、歳出の削減、歳入の増収策などを定めまして、議会の議決を経て総務大臣宛てに財政再生計画ということで報告する必要が出てくるものでございます。本町におきましては、全て基準以下ということで経緯したものでございます。

2 番目資金不足比率であります。これは公営企業ごとに資金の不足額の事業の規模に対する比率をあらわしたものでございます。本町の場合におきましては水道会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、戸別合併処理浄化槽特別会計が対象となっておりますが、いずれの特別会計におきましても資金不足は生じていない状況でございますので、数値が出てまいってこないものとなっております。

なお、詳細の文言の表現につきましては別冊の資料のほうの平成26年度財政健全化の概要のほうに詳細説明してございますので、ご参照いただければと思います。

以上で、健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で報告第1号を終わります。

続いて、平成26年度大和町各種会計決算審査の報告を監査委員に求めます。監査委員渡邊 仁君。

代表監査委員 (渡邊 仁君)

それでは、監査委員を代表いたしまして、平成26年度大和町歳入歳出決算の審査結果についてご報告を申し上げます。

お手元に配付済みの平成26年度大和町各種会計決算審査意見書の1ページから17ページまでをご参照願います。

地方自治法第233条第2項、第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成26年度一般会計、各種特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに平成26年度基金運用状況報告書を審査いたしました。

審査の対象といたしましたのは、平成26年度一般会計決算並びに国民健康保険事業勘定特別会計決算から水道事業会計決算までの11項目の特別会計決算でございます。

審査期間は、一般会計が7月6日から8月3日までの間の実日数13日間、各種特別会計決算が7月7日から7月31日までの間の5日間、各種基金運用状況につきましては7月7日から23日までの間の5日間、財産に関する調書につきましては7月7日に審査いたしました。また、水道事業会計決算につきましては、7月29日に審査いたしました。

次に、審査の結果でございますが、審査に付された平成26年度各種会計決算につきましては、決算計数に誤りがなく、歳入確保の努力並びに歳出の効率性が保持され、書類の整備もなされており会計経理は全般的に見て適正妥当であると認定いたしました。

続きまして、決算の概要と意見の総括でございますが、水道事業会計を除く一般会計と10の特別会計で見ますと、歳入総額は予算総額156億2,616万7,000円、調定額166億446万7,423円に対し、収入済額は160億4,384万6,558円で、予算対比102.67%、調定対比96.62%の収入割合でございました。これは、地方税法の改正によるたばこ税の増収、人口及び住宅の増加や企業等の設備投資の増化等により、前年対比4.3%増の44億円台に到達した町税の増収、さらには職員一丸となった徴収率の向上によるものであります。

また、不納欠損として認定いたしました額は5,130万9,860円でございますが、いずれ

も合法的手続を踏んでおり、やむを得ないものと認めました。

その結果、収入未済額は5億931万1,005円となっております。

一方、歳出においては、支出済額が151億1,990万8,304円で、予算現額に対する執行率は96.76%となっております。

また、繰越明許費及び事故繰越として1億9,566万3,000円が平成27年度に繰り越されましたが、これは主に防災行政無線施設工事が全国的な無線システムの需要集中のため、部品製作に時間を要したり、国の補正予算にかかわる交付金事業によるものであり、やむを得ないものであると認定いたしました。

この結果、不用額の総額は3億1,059万5,696円となっております。

以上により、平成26年度決算については、一般会計、特別会計ともに適正に執行されたものと認めました。

なお、財政調整基金を初めとする積み立て基金残高は4億9,615万9,000円増の39億5,604万4,000円となっているものの、各種施設の維持管理や南部地域の施設整備に要する費用などが見込まれることから、財源の重点的かつ効率的配分を念頭に置かれ各種事業の遂行に全力を尽くすとともに、経費の削減合理化になお一層の努力を望むものであります。

次に、平成26年度末における町債の現在高ですが、5ページ中段の表のとおりであり、前年度に比較して、普通会計で1億8,863万9,000円の減、下水道事業会計で1億8,725万6,000円の減、農業集落排水事業会計で2,641万2,000円の減、戸別合併処理浄化槽会計につきましては、元金償還が少額のため85万2,000円の増、水道事業会計では3,015万円の増となっております。

本町の公債費比率は前年対比0.5ポイント増の4.2%となっております。町債残高は、全会計を合計しますと前年度より3億7,130万5,000円減額したものの、総額では136億6,017万6,000円と多額でございます。後年度の義務的経費の増加を招く要因となりますので、長期的視点に立った財政見通し並びに償還計画に沿った中での運用になお一層ご留意願いたいと思います。

次に一般会計の財政概要についてであります。5ページ下段以下をご参照願います。

本町の財政収支を一般会計と奨学事業会計の普通会計について見ますと、歳入決算総額105億6,184万1,000円、歳出決算総額98億783万9,000円、歳入歳出差引額は7億5,400万2,000円となり、繰越明許費や事故繰越による繰越財源1,070万1,000円を差し引いた実質収支は7億4,330万1,000円の黒字、単年度収支は2億929万4,000円の黒字

であり、実質単年度収支においても2億4,115万9,000円の黒字であります。

財源の構成状況は、自主財源が前年比5.4%増で構成比率は52.5%、依存財源は前年比15.1%増で構成比率47.5%となっております。

性質別では、事務的経費が前年比2.7%増加したものの、構成比率では1.9ポイント減の34.2%となっております。この中で、人件費及び公債費は減少したものの、扶助費は臨時福祉給付金事業等により12.8%の増となっています。一方、投資的経費は、前年比187%増となっておりますが、防衛施設周辺無線放送施設整備事業や、小野小学校校舎増築工事等によるものであります。その他の経費は、物件費が市立保育園運営事業費等により増加、維持補修費はほぼ横ばい、補助費等は企業立地奨励金の件数減により大きく減額、投資及び出資金は、水道事業への出資金増加に伴い増加、操出金は下水道事業特別会計への減収により5.4%の減となっております。

普通会計の財政分析主要指数の推移は、9ページ中段の表のとおりであり、財政力指数が前年比0.031ポイント増の0.706となりました。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年比0.7ポイント減少の83.8%となり減少傾向に転じたものの、指数的にはまだ高く財政構造の硬直化が懸念されるため、今後も経常経費の削減を念頭に入れた財政運営が求められます。

また、公債費比率は1.2ポイント減の4.2%、地方債許可制限比率は0.1ポイント減の3.2%とわずかながら減少したものの、今後も財政運営には十分に留意する必要があります。

続いて、歳入の総括ですが、一般会計予算額101億9,881万8,000円に対し、収入済額は前年比8.98%増の105億5,274万2,000円となっております。このうち、町税は町民税及び固定資産税の増加により総額で1億8,132万7,000円増の44億724万円となっておりますが、構成費においては41.8%で、前年度より2.2ポイント下回りました。

これに対し、町債は1億2,270万円増の5億720万円となり、歳入全体の4.8%を占めております。

14ページをお開き願います。

収入未済額は町税1億2,536万8,000円、分担金及び負担金137万2,000円、使用料及び手数料316万円、諸収入2,496万5,000円、国庫支出金1億6,367万9,000円、合計3億1,854万4,000円ですが、国庫支出金については繰越事業に伴うものであり、やむを得ないものであります。

町税の収入未済額の内訳は、町民税5,614万6,000円、固定資産税6,601万9,000円、軽自動車税320万3,000円であり、前年比で2,276万7,000円の減となっておりますが、

後ほど述べる国保税の収入未済額1億6,198万8,000円と合わせると、多額な未済額でありますので、徴収に対する努力は認めるものの、税の公平負担の原則から、町税等徴収事業計画に基づき、なお一層の努力を望むものであります。

町税の不納欠損処分については前年比594万9,000円減の1,977万円になりましたが、合法的な手続により行われており、やむを得ないものと認めました。

16ページをお開き願います。

地方交付税は前年比で3.0%減の18億1,865万3,000円で、歳入全体の構成比は17.2%を占めております。

内訳は、普通交付税が2.8%増の13億8,781万4,000円、特別交付税が17.9%減の4億3,083万9,000円であり、交付税全体で5,684万1,000円の減となりましたが、これは普通交付税の基準財政収入額減少による増額があったものの、災害復旧事業等の完了や過年度の課題過小算定による震災復興特別交付税の減額が要因となっております。

次に、歳出の総括ですが、一般会計歳出予算総額101億9,881万8,000円、支出済額は前年度と比較して7億6,360万2,000円増の97億9,888万6,000円で、予算に対する執行率は96.08%となっております。この結果、2億426万8,652円の不用額が生じております。予算の執行については、議決予算に基づき執行計画を樹立し、配当のもとに執行されております。流用状況を見ると件数で12件、金額で359万5,000円と、件数、金額とも前年より減少しております。一方、予備費充当については件数で4件、金額で155万2,000円と件数、金額とも増加しております。

繰越明許費については件数で7件、金額で1億9,177万3,000円であり、内訳は総務費1億1,127万2,000円、民生費1,149万9,000円、商工費3,507万1,000円、土木費3,393万1,000円となっております。また、事故繰越については件数で2件、金額で389万円ですが、その理由については、それぞれやむを得ないものと認めました。

不用額については、前年比6,012万円の増加となっておりますので、事業の未執行は見受けられないものの予算の補正措置等に十分配慮すべきであります。

最後に、一部の事務において事務処理の遅滞から平成27年度分の歳出とせざるを得なかった事案が生じたことは、まことに遺憾であり、猛省を促すものであります。国民健康保険事業勘定特別会計から財産管理までは、事務局より報告をさせます。

議 長 （大須賀 啓君）

書記次長櫻井修一君。

書記次長（櫻井修一君）

失礼いたします。書記次長の櫻井でございます。代表監査委員に引き続きまして、朗読説明をさせていただきます。意見書22ページをお開き願います。

大和町国民健康保険事業勘定特別会計につきましては、歳入予算額23億2,265万8,000円に対しまして、収入済額23億4,956万6,000円となっており歳入予算の確保はなされております。しかし、調定対比につきましては92.7%となり、収入未済額1億6,255万4,000円が発生しております。これにつきましては、前年度と比較し3,069万円の減となっておりますが、予算額の7%を占めるほどの多額なものとなっております。不納欠損額につきましては前年度と比較しまして1,012万9,000円の減となっており、その金額は2,318万5,000円となっております。しかし、合法的な手続により行われていることから、やむを得ないものと認めました。

国税の徴収率につきましては76.45%と前年度と比較し2.80ポイントの増加となり、その内訳は、現年度分が0.40ポイント増の89.13%、滞納繰越分が2.84ポイント増の36.88%となっております。

収入済額につきましては、現年度分が前年度より1,970万8,000円の減少、滞納分についても1,006万2,000円の減少となっております。収入未済額は減少しているとはいえ1億6,198万7,000円と多額になっておりますので、今後も町税等徴収事業計画に基づき特段の徴収努力を望むものであります。

歳出につきましては、支出済額22億7,767万7,000円で98.1%の執行率となっております。被保険者数につきましては5,925人で、前年度と比較し96人、1.6%の減となっております。

25ページをお開き願います。

続きまして、介護保険事業勘定特別会計でございます。

介護保険事業勘定特別会計におきましては250万8,000円の不納欠損額が発生いたしましたが、前年度と比較しまして48万3,000円ほど減少し、合法的な手続により行われていることから、やむを得ないものと認めました。

次に、32ページをお開き願います。

下水道事業特別会計につきましては、歳入予算総額8億5,837万4,000円、調定額8億8,532万1,000円、収入済額8億7,160万4,000円で、予算対比101.5%、調定対比98.5%となりました。

なお、繰越明許費を除いた収入未済額の内訳は、受益者負担金280万4,000円、下水道使用料929万円となっており、前年度と比較して受益者負担金で140万1,000円の減、

下水道使用料で339万2,000円の減となっております。不納欠損処分につきましては162万3,535円となっておりますが、合法的な手続により行われており、やむを得ないものと認めました。

水洗化普及状況につきましては、水洗化率が86.85%と前年度対比で0.43ポイントの増となっているものの、なお一層の普及啓発を望むものであります。

また、農業集落排水事業特別会計、戸別合併処理浄化槽特別会計につきましては、歳入歳出予算とも議決どおり執行されており適正と認めました。

なお、ただいま申し上げました以外の特別会計につきましても、歳入歳出予算とも議決どおり執行されており適正と認めております。

次に、33ページをお開き願います。

続きまして、大和町水道事業会計でございます。

ページ中ほどの財政状況から朗読、説明申し上げます。

収益的収支で、収入総額税抜き9億5,447万1,118円に対しまして、支出総額（税抜き）9億6,952万3,741円となり、その差引額1,505万2,623円が当該年度の純損失となっております。

5行ほど割愛させていただきます。

また、資本的収支につきましては、収入総額（税込み）2億7,536万509円に対しまして、支出総額（税込み）5億3,434万2,982円となり、その差2億5,898万2,473円につきましては過年度分損益勘定留保資金1億5,553万1,457円、建設改良積立金6,700万円、減債積立金400万円、消費税資本的収支調整額3,245万1,016円をもって補填しております。

なお、今後の見通しといたしましては緩やかな回復基調が続いているもののまだまだ好景気がうかがえない状況下であり、本年の収益収支は、営業収益でもある給水事業は微増であります。今後は加入金の大幅な増加が見込まれないことから経常収支は厳しいものになることが予想されますので、誘致企業従業員の定住等による水需要の増加を期待するとともに、本町水道事業の特性に合った料金体系の見直しなどにより負担の適正化を図るなど、公営企業としての経営基盤安定になお一層の努力を望むものであります。

経理につきましては、各関係諸帳簿と計数を照合した結果、適正であると認めました。

それでは、38ページをお開き願います。

ページ中ほどになります。第6財産管理であります。

公有財産の管理につきまして、普通財産、行政財産ともに取得、処分、所管がえの等の都度、台帳整備が行われており、台帳と財産の整合性は図られておりました。

2行割愛させていただきます。

肉用牛貸付資金事業運営基金、土地基金、国民健康保険資金貸付基金の運用につきましては、各関係諸帳簿とも計数を照合した結果、計数に誤りがなく基金の運用がなされ、妥当性が保持されているものと認めました。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

次に、財政健全化法に係る審査の報告を監査委員に求めます。監査委員渡邊 仁君。

代表監査委員（渡邊 仁君）

それでは、意見書の39ページ財政健全化審査意見書をお開き願いたいと思います。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、審査に付された平成26年度財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について審査いたしましたので、ご報告いたします。

まず、普通会計財政健全化の審査意見ですが、審査の概要については割愛させていただきます。

審査結果の総合意見でございますが、審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されておりました。

個別意見ですが、実質赤字比率につきましては、平成26年度の決算は黒字であり実質赤字比率には該当せず、かつその黒字比率は11.27%と適正な比率となっております。

連結実質赤字比率につきましても黒字決算の関係上、連結実質赤字比率には該当せず、その黒字比率は18.27%と適正な比率となっております。

実質公債費比率につきましては4.7%となっており、早期健全化基準の25%と比較しますと、これを下回り良好な比率でございます。

将来負担比率につきましては該当なしとなり、前年度同様良好であります。

次に、水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計並びに戸別合併処理浄化槽特別会計に関する経営健全化の審査意見ですが、審査の概要については割愛させていただきます。

審査の結果でございますが、審査に付されました資金不足比率及びその算定の基礎

となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されておりました。

また、平成26年度は、水道事業会計が2億9,386万5,000円、下水道事業特別会計が1,509万円、農業集落排水事業特別会計が266万3,000円、戸別合併処理浄化槽特別会計が299万7,000円とそれぞれ資金余剰額があり資金不足比率には該当いたしません。資金不足の状況ではなく、良好な状態であると認定いたしました。

改善事項はございませんでした。

以上で報告を終わります。

議長 (大須賀 啓君)

監査委員報告についての質疑は、決算特別委員会の最終日に行う予定となっておりますので、ご了承ください。

決算特別委員会の設置について

議長 (大須賀 啓君)

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第12号までについては、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第12号までの各種会計歳入歳出決算については、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

ただいま決算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任願います。

委員長、副委員長を選任するため、暫時休憩します。

午後1時36分 休憩

午後1時36分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので報告します。委員長に堀籠日出子議員、副委員長に堀籠英雄議員が選任されました。

お諮りします。

決算特別委員会による決算審査及び議事の都合により、9月9日から9月15日までの7日間、本会議を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、9月9日から9月15日までの7日間を休会することに決定いたしました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、9月16日の決算特別委員会終了後といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後1時38分 延 会